

アメリカ会計実務の再検討

工 藤 市兵衛・早 川 巖

An Evaluation of American Accounting Practices

Ichibei KUDO, Iwao HAYAKAWA

AAAのASOBAT思考によれば、会計を色々な問題に適用することのできる測定と伝達のプロセスであると解く。会計の役割を一言でいえば、会計は情報システムであるという。

このようなASOBATの会計に対する見方を現実の外部報告会計に適用した場合、会計実務はどのような変革を蒙るか。このような問題に対する回答がAAA外部報告委員会の報告書にだされている。¹⁾

そこで、この報告書の見解を追跡して外部報告会計変貌の方向を探り、会計実務の再検討をしてみようと思う。

1. 緒 論

AAA外部報告委員会は、現行の実務を検討するのに、伝統的財務諸表、即ち、貸借対照表、損益計算書及び資金運用表のそれぞれについて、通常表われる項目のいくらかのものを分析することから始める。このことは、現行実務の評価にあつては、伝統的財務諸表によって報告されている項目から出発しなければならないということの意味する。報告されている属性と測定手続を確認すると同時に、報告書の中に述べられている対象及び活動を明確にしなければならない。次に、それらの対象及び活動の属性が、投資評価モデルや配当予測モデルの要請に照らして、投資家が意思決定するために必要と考えられている諸変数ないしは諸関係の何にかに対して目的適合的であるかどうかを決定しなければならない。もしもその属性が目的適合的でなければ受け入れられず、目的適合的であれば、計量可能性、検証可能性及び不偏性の3つの基準について、その手続が検討されることになる。

ところで、現行報告実務の検討過程のフレームワークは次のようになる。

- (1) 以前評価されなかった報告情報項目を選びだす。
- (2) 報告情報に適用しうる測定手続、属性、対象ないしは活動を明確にさせる。
- (3) その属性が標準モデルの変数及び関係に対して、目的適合的であるかどうかをテストする。
- (4) もしもその属性が目的適合的であれば、他の3つの基準のそれぞれについて、その手続を検討する。
- (5) その結果、その属性が目的適合的でなかったり、或いはその手続が検証可能性又は不偏性の最低基準以下

であることがわかれば、その情報項目は受け入れられないものとして排斥されなければならない。

(6) 測定手続の結果が、検証可能性と不偏性の最低基準に適合すれば、その属性が現在実際に使われていると使われていないと関係なく、その属性について可能なその他の測定手続をも選びだす。

(7) 競合的測定手続のうちの最善のものを選びだす。

(8) 補足的特色、或いは競合的特色について、与えられた投入属性を検討する。補足的属性の価値をささえているという事について、報告された情報項目は如何ほどの価値をもっているか。二律背反的基準 (trade-off criteria) を使って決められた競合的な属性及び手続のうちの最善のものと比較してみて、現行実務はどうであるのか。

外部報告委員会は、以上のような現行実務の検討を行っているのであるが、²⁾ その場合の検討過程においては、次の2つの重要な段階のあることを注意すべきである。第1は、現行手続がASOBATの諸基準にしたがうとすれば容認しうるかどうかの判定に、上述のフレームワークを使うことと、第2に、承認しうる実務を検討するために、現行の手続と外部報告委員会の考える諸基準により適合していると思える代替的手続とを比較することの2つである。ここで、目的適合性基準の意味について再度確認しておきたい。なぜならば、外部報告委員会は、現行実務で報告されている項目の中には、目的適合的でないものがあるとするが、その場合に目的適合的でないというのは、その情報がモデルでの変数の予測の助けにはならないということである。

即ち、目的適格的であるというのは、ある属性についての情報が、少なくとも委員会のいうモデルでの1つの変数とか関係の予測の助けになるということである。現行実務は投資家の要求に適合しうると思える多くの項目を報告している。しかし、目的適格的でない資料（モデルでは必要とされない資料）を報告していることも事実である。そこで、外部報告委員会は、会計プロセスというものは、投資家が欲するような情報であれば、その情報が投資家の意思決定過程にとって目的適格的でなかったり、判断を誤らせるようなものであっても、とにかく情報として提供するというのではなく、むしろ、教導的なものであるべきであるというのである³¹。

2. 貸借対照表項目の再検討

貸借対照表は2つの基礎的情報源泉、すなわち、諸資源の在高（資産）と資源の所有関係（持分）とを提示するものである。AAA外部報告委員会は、貨幣諸資産（主に、現金、受取勘定及び一時所有の有価証券）、非貨幣資産（主に、棚卸資産及び工場設備）、流動負債、固定負債および株主持分という分類にもとづいて、貸借対照表項目を検討する。この分類により、現在一般に認められている財務報告の中から在高量と活動量の諸属性が検討のために選びだされる。そして、ここでの研究は、現行実務を外部報告委員会のモデルと諸基準に照らして検討することである。

2.1 貨幣的諸資産

受取勘定及び市場性ある有価証券の保有は、企業の目的にもかなうことであるので、それらはインプット対象と考えることができる。それらの項目について報告された情報を検討する場合の第1段は、表示されている属性を知ることがある。その属性は明らかに貸借対照表作成日の現金等価額である。なぜならば、それらの項目が流動資産として分類されているのは、ふつう短期の営業循環期間中に現金に変わるであろうから、それらの項目は、流動資産に含まれているのである。とすれば、流動資産項目中でも、とくに、貨幣資産とされた項目にとっての属性で重要なのは、貸借対照表作成日の現金等価額ということになる。

第2段階は、この属性が目的適格的である変数又は関係をモデルの中から探し出すことである。この場合、貨幣資産の報告の、潜在的に目的適格的である変数が少なくとも2つはある。即ち、(1)運転資本への投資変動からの正味キャッシュ・フローと、(2)株主や債権者による投資水準の変化からの正味キャッシュ・フローが、それである。そこで、現金、受取勘定及び一時所有の有価証券について、外部報告委員会の考案する属性（現

金等価額）と、これらの変数との関係をテストしなければならない。目的適合性のテストをする為には、次のことを質問すればよい。即ち、それらの項目の現金等価額を知ることが、運転資本への投資の将来の変動（第1の変数）の予測にとって有効であろうか、と。貸借対照表が比較貸借対照表の形式で表示されている場合には、それはとくに、この予測にとって有効である。けれども、そればかりではなく、第2の変数、即ち、株主や債権者による投資水準の変化に由来する正味キャッシュ・フローの予測にとっても、そのような知識は目的適合的である。従って、貨幣資産の現金等価額という属性は、目的適合性の基準には合格したことになる。

次に、検証可能性、計量可能性及び不偏性の基準について検討されなければならない。

現金、受取勘定および一時所有の有価証券の測定手続には、それらの項目の貨幣での正味実現可能額を、計算により、契約又はその他の原始書類を検討することによって見積ることを含んでいる。しかし、これらの測定手続は、相当完全に標準化され、統一的に受け入れられているので、計量可能性と検証可能性の基準には十分適合している事は明白である。従って、これらの測定手続が不偏性の最低基準に適合するかどうかという問題であるが、この点についての根本解決は、なされていないのが現状である。例えば、受取勘定の正味残高を測定する通常の方法は、貸倒引当金を報告することによって、結果的に、受取勘定の正味残高を測定することになっているのである。しかし、それは経験法則にもとづく計算であるという意味で、完全な不偏性をもつものではない。即ち、そのような測定方法は、報告されるべきであると考えている属性一即ち、現金等価額一の正確な記述をなすものではない。この点を、外部報告委員会は、不偏性の最低基準に適合するかどうか疑わしいという形で指摘しているのである。

また、現金は正確な測定値に最も近い値を表わしているので問題はないが、市場性ある有価証券が取得原価で記録されている場合には問題である。即ち、その取得原価が、現在の市価とはかなりかけ離れていることがあり得るからである。そのような場合には、現金等価額が測定されるべき属性であるならば、偏りがあるということになる。

2.2 棚卸資産

棚卸資産には、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、部分品、貯蔵品等があるが、ここでは、手許商品をインプット対象として取り扱う。それから、現行実務で用いられている属性と測定手続を明確にしてみることにする。費用と収益の期間的対応という伝統的概念から、

一般に認められている属性の一つとして、棚卸資産の歴史的原価があることは明白である。棚卸資産は一般に流動資産の分類に含まれており、現在のコストを現在の収益に対応させるといふこともしばしば論議されるので、現時点における実務では一般に認められてはいないが、商品の時価も一つの可能な属性である。更に、棚卸資産が営業循環中に受取勘定を通して現金に変える能力を強調することは、また、別の属性、即ち商品の正味実現可能価値を暗示することになる。実務では一般に承認されていないが、比較評価目的のために論及されるべきことがらとして、販売する場合に商品を再調達するに必要

な金額を見積ることもある。とにかく、以上のような諸属性を測定することによって、外部報告委員会の考想モデルの中での諸変数や諸関係を予測することが可能になる。

とくに、そのようなものとしては、営業活動からのネット・キャッシュ・フロー、運転資本への投資変動からのネット・キャッシュ・フローおよび流動性の要請に適合するための諸資源のストックの集積に対する態度等の変数がある。そこで、それらの諸変数とか諸属性並びに測定手続を要約すると、次のようになる。

測定手続	属性	インプット 対 象	変数又は関係
F I F O, L I F O } 平均法, 個別法	歴史的原価	手許商品	{ 運転資本への投資の変動からの ネット・キャッシュ・フロー
F I F O, 再調達原価 } 特殊価格指数調整原価	時 価	手許商品	{ 運転資本への投資の変動からの ネット・キャッシュ・フロー 営業活動からのネット・キャッシュ・フロー
コスト差引き期待売却価格	正味実現可能価値	手許商品	営業活動からのネット・キャッシュ・フロー
再調達原価 } 未来原価の見積	予想未来原価	手許商品	{ 流動性の要請に適合するための諸資源の ストックの集積に対する態度 営業活動からのネット・キャッシュ・フロー

いうまでもなく、この表の意味するところは、例えば、棚卸資産の歴史的な原価を数年間にわたって比較してみれば、運転資本への投資変動からのネット・キャッシュ・フローを予測するのに、かなりの手助けになるので、そのような属性は目的適格的であるということを示している。いいかえれば、運転資本への投資変動からのネット・キャッシュ・フローを予測する場合には、歴史的な原価は目的適格的であるが、営業活動からのキャッシュ・フローや、ストックの集積に対する態度の予測のためには、目的適格性が遙かに低くなることを意味する。そこで、営業活動からのネット・キャッシュ・フローを予測するためには、時価とか正味実現可能価値の方が目的適格的であり、ストックの集積に対する態度を予測する為には、未来原価の方が目的適格的であることを示している。

次に測定手続について検討してみると、FIFO、及び再調達原価は2つの属性の測定に使用可能であるが、測定結果の偏りという点では、必ずしも同じ結果にならないことに注意する必要がある。また、歴史的な原価の測定には、FIFO、LIFO、平均法、個別法などの測定手続が、実際には、よく用いられる。しかも、これらの手続は

すべて、計量可能であり、検証可能でもある。しかし、歴史的な原価の測定ということが現実にも求められていることがらであるとすれば、それらの測定手続のすべてが全く同様のよきで実体を記述しうるものではない。すなわち、個別法が他のどの方法よりも現実の歴史的な原価を最も正確に記述する方法であることは明らかである。しかし、個別法がつねに実行可能であるというわけではない。現行実務を検討する次の段階は、仮定された属性と代替的属性とを比較してみることである。時価と予想未来原価の両者が、少なくとも、2つの変数のそれぞれに目的適格的であることがわかっている。時価のために提案されている測定手続は、計量可能性はもつのであるが、すべて、ある種の偏りを避けえない。最も偏りの少ないものは、たぶん、再調達原価であろう。しかしながら、その場合には、信頼しうる価格の得られる現実の市場があるのでなければ、検証可能性の欠如に陥ることになる。検証可能性の欠ける場合には、FIFOで調整したFIFOコストが、1つの合理的な代替物になることがある。然し乍ら、企業とか製品に応じて事情は全く違ってくるのであるから、ただ1つの『最善』の手続だけを特定化することはできない。予想未来コストのた

めの測定手続にあたっては、なお一層事態は困難である。

見積りというものは、不偏性と検証可能性の両方を欠くことになる。多くの場合、その時の再調達原価が検証可能性の欠陥を除去しうるのであるが、偏りの程度を評価することはできない。外部報告委員会にとっての次のステップは、数個の属性と測定手続間での競合を検討してみることである。即ち、前掲の表からも明らかのように、歴史的な原価と時価とは、ともに同じ変数（運転資本への投資変動からのネット・キャッシュ・フロー）の予測にとって目的適格的であるので、競合するものであるといえる。しかしながら、時価はまた、営業活動からの予測にとっても、目的適格的であることがわかっている。とすれば、他の事情にして等しければ、歴史的な原価よりも時価の方が選ばれることになる。とはいえ、それら2つの測定手続が、全く同様に諸基準に適合しているという保証もないので、結局は、両方とも報告することになるのである。そこで、歴史的な原価と時価

の問題は、相互補定的に考える方がいいというのが、AAA外部報告委員会の結論である。さらに、予想未来原価というものは、究極的には、歴史的な原価を補足するものである。というのは、それは違った変数の予測を助けるものであるからである。従ってAAA外部委員会は、歴史的な原価のみが外部への財務報告に適したものであるとは結論することが出来なくなるというのである⁴⁾。

2.3 工場及び設備

現行実務では、工場及び設備について、3つの測定が行われている。即ち、資産の歴史的な原価償却累計額、歴史的な原価から減価償却累計額を差し引いた帳簿価額がそれである。現行実務で仮定されている属性は歴史的な原価であるが、代替的なものには、時価と予想未来原価も含まれる。AAA外部報告委員会のモデルでの諸変数、属性及び測定手続の関係を一覧表にして示すと、次のようになる。

測定手続	属性	インプット対象	変数又は関係
送り状価格、契約価格 製作費	歴史的な原価	工場と設備	運転資本への投資変動からの ネット・キャッシュ・フロー：生産能力
再調達価格、特定価格指数で 調整された歴史的な原価			
再調達原価 予算原価	時価	工場と設備	運転資本への投資変動からの ネット・キャッシュ・フロー：生産能力
	未来予想原価	工場と設備	運転資本への投資変動からの ネット・キャッシュ・フロー：生産能力

即ち、資産への投資変動からのネット・キャッシュ・フローを予測する場合と、単位時間当り産出量に対する生産能力を予測する場合に、歴史的な原価と時価は、目的適格的であり、未来原価は資産への投資変動からのネット・キャッシュ・フローを予測する場合に関係があると考えられている。しかし、現行実務をよく検討してみると、歴史的な原価が資産への投資変動からのネット・キャッシュ・フローとか生産能力の予測のために目的適格的であるかという点については、重大な疑義が生じる。なぜならば、歴史的な原価というものから生産能力についての何らのことがらも出てこないし、歴史的な原価という属性から工場や設備のための未来の支出を考えるとすることが出来ないからである。従って、歴史的な原価は目的適合性の基準に適合していないので、委員会は、現行の測定手続をこれ以上検討しないことになる。そこで、代替的な属性と測定手続に注目することになるのであるが、時価は生産能力の予測のためには、かなりの目的適合性をもっているし、予想未来原価は、資産への投

資変動からのネット・キャッシュ・フローを予測するためには、かなり目的適格的であるという。しかも、これらの2つの属性に対する測定手続としての再調達原価、計量可能であり、検証可能でもある。然し乍ら、再調達原価は予想未来原価の記述としては、かなり偏っており、予算原価は、未熟原価の見積りという点では再調達原価よりも、はるかに偏りが少ない。そして、注意深い手続がとられるならば、予算原価は計量可能であり、検証可能であるともいえる。従って、歴史的な原価はAAA外部報告委員会のモデルのどの変数の予測のためにも不適切であり、代替案を検討すべきであると、外部報告委員会は結論づけるのであるが⁵⁾、伝統的会計の費用配分原理が中心的に妥当すべき領域（即ち、有形固定資産の減価償却計算の領域）で、歴史的な原価が完全に否定されることに注意してほしい。情報会計の領域では、ストックの表示は、フローの残高概念ではあり得ないことの証左であるが、時価が生産能力を予測しようとするのは問題である。ところで、減価償却引当金は、実務では

工場や設備の歴史的原価に対する評価勘定として示される。減価償却引当金勘定で測定されているのは、これまでに費消された資本額、或いは、これまでの営業収益に賦課された用役コストの累計額である。そこで、費消された資本額を知るということは、残存耐用年数の予測にとって重要な助けになりうると考える。とはいえ、通常の測定手続（定額法や定率法）は、そのような事柄を表明するには、かなりの偏りをもっている。また、委員会のモデルの中でのその他の諸変数で、減価償却費を知ることによって予測可能になるものもない。そこで、外部報告委員会は、現行実務で示されているような減価償却引当金は、ASOBATの諸基準に適合しない、という。さらにまた、工場や設備の帳簿価額は歴史的原価から減価償却引当金を差し引いた残高であるので、そのような金額とか測定手続もまた、ASOBATの諸基準に適合しないともいう⁶⁾。従って、伝統的会計での引当金計算の異質性がここでも明白に摘出されているのである。動態論を最も典型的に表わす減価償却計算が、情報会計では完全に破綻しており、又、発生主義会計による価値計算の破綻である。

2.4 流動負債

大部分の流動負債は、特定期日に債権者に特定の金額を支払い、又は、特定の用役を提供する契約上の義務である。そこで、インプット対象は現在ある債務であり、通常、推定される属性は支払時における債務額であり、支払満期日には当然支払がなされなければならない。従って、流動負債は、企業の短期営業循環内に又は1年以内に支払われるべき金額又は提供さるべき用役であり、これらに関する証拠のあるものである。従ってそれは、外部報告委員会のモデルにおける、少なくとも2つ（即ち、運転資本の変化からのネット・キャッシュ・フロー及び優先請求権をもつ投資家に対する現金配分額）について、目的適格的であると考えられる。次の段階として、測定手続を確認し、検討する。一般に、流動負債は、次年度内における或る特定日に支払われるべき金額によって測定される。即ち、流動負債は満期日の価値で表示される。この価値は支払うべき金額を示すものであるし、その分類は債務の期限づけを示しているために、測定という点では、相対的に不偏的なものである。然し乍ら、多くの場合には、現行の分類は、債務の期限づけのために必要な記述をするという面では不適当である。このような場合には、測定と記述が偏ったものとなるだろう。しかし、一般的な結論として、流動負債を限定づけるために現在用いられる測定手続は、ASOBATにおいて説かれた諸基準に適合するという面では適切であるといえる、とAAA外部報告委員会の報告は

のべている。

2.5 固定負債

現行実務において示されている固定負債項目の一般に認められた属性は、契約上の利子率と発行日の現実の市場利子率との違いを調整する場合の満期日の支払額である。それに固定負債の属性は、株主や債権者による投資水準の変化からのネット・キャッシュ・フローを予測するのに目的適格的である。これらの変数に目的適格的なその他の属性として、債務が満期になる時期とか、優先権の性質がある。通常の測定手続では、債務の額面金額と未償却のプレミアムないしは割引額を示すことになっている。また、一般には償還期限不確定社債、減債基金付社債、第1抵当権付社債というように、優先権の性質を書きしるすことになっている。満期日はしばしば、脚注に示されるか、或いは、付属明細書に書かれている。これらの金額とか記載事項は、検証可能であり、しかも、目的適格的な属性を記述するのに相対的に不偏的である。とはいえ、現行の実務が、これらの情報の十分詳しい提示を要求していないという限りにおいて、しばしば偏ったものとなっている。

問題を検討する過程においては、測定手続を計量可能性なる基準で検討してみるが、計量可能でない情報であっても、検証可能であり、しかも目的適格的な属性を記述する助けになる（即ち、比較的偏りのない）限り、それを拒否するものではない。例えば、前述した優先権の性質を示すような情報は、計量可能でない説明ではあるが、それが適切に目的適格的な属性を述べているものである限り、容認しうるものであるということである。

とはいえ、現実には、たとえば、第1抵当権社債であると書かれてあっても、担保物件たる特定資産を示してなかったり、また、その資産の時価を示してなかったりすれば、社債についての十分な説明がなされているとはいえないのである。AAA外部報告委員会は、固定負債についての現行実務はかなりよく、ASOBATの諸基準に適合していると思えるという。しかし、主要な欠陥は、多くの場合、優先権についての説明が不適切であったり、満期日のことが適切に説明されていないというようなところにある⁷⁾。

2.6 株主持分

資本金勘定及び資本剰余金勘定は、投資家に関する限り、むしろ無駄な勘定グループである、というのが、外部報告委員会の見解である。その理由は、これらの勘定で表示されている属性は、株主によって拠出された会社の法定資本金とプレミアム及び払込剰余金であるが、それらは、ともにモデルでの変数にとっては目的適格的でないからである。例えば、法定資本金が配当支払の

の実質的抑制として作用するような場合を除いて、法定資本金額は目的適合性のテストに合格しない。従がって、測定手続を検討する必要もないのである。また、株主によって拠出されたプレミアム及び払込剰余金も目的適合的でないという。然し乍ら、貸借対照表の資本の部には、授権株式数と未発行株式数及び優先権のことなどに関して、目的適合的な情報を含んでいることは認める。留保利益項目は、再投資された利益の累積額である。しかし、委員会のモデルでの変数及び関係を予測する場合における目的適合的な属性を、この項目からは見出しえない。留保利益について、積極的な価値があるというのは、投資家が事態の将来の経過を見通す場合に、少しは役立つかもしれないという意味においてだけである。即ち、留保利益から、投資家は、配当の支払準備がなされている可能性を判断しうるだけである。

しかし、委員会の配当予測モデルによれば、非常に限られた場合を除いて、配当の支払額は留保利益の金額とは何らの関係もない。従がって、留保利益も、目的適合的な属性をもたないことになる。

2.7 貸借対照表項目の総括

通常表示される貸借対照表は、外部報告委員会の考想モデルを使う投資家にとっては、限定された手助けをするだけのものであると、外部報告委員会はいう。その理由は、一般に、現行の実務は、代替的投資機会を評価するのに用いることの出来る情報を投資家や債権者に提供することを第1目標として達成しようと展開されるものではないからである。貨幣資産の報告においては、目的適合的であったが、その他の場合には、外部報告委員会のモデルにとって、目的適合的ではなかったばかりでなく、場合によっては、測定手続がかなり偏ったものであることを明らかにした。そこで、外部報告委員会は、「現在提示されているような貸借対照表は投資家の基本的要請を満たすものとは思わない⁸⁾」という。とくに、各種の改善は、棚卸資産、工場設備および貸倒引当金を表示する場合になされる必要がある。減価償却引当金

及び資本の部のように、多くの場合に目的適合的でないといわれた項目は、財務諸表の利用者達はその意思決定をする場合に、相当有効であると思えるような別の測定尺度におきかえることもできる、というのが委員会の考えである。そこで、「目的適合的でない項目は、ただ、財務諸表のバランスをとるために、或は、数個の財務諸表を相互に関連づける目的だけのために、財務諸表の中に含めるべきではない⁹⁾」という。従がって、情報に対する要請とか目的適合性が前面にできれば、バランス・シートのバランスがくずれ、必ずしも伝統的形式の報告書が唯一のものでなくなる。しかし、勘定網による二元的価値把握を試みる伝統的簿記的形式では、必ず複式記入にもとづく勘定計算が必要であるが、投資家の要請を満たすために、報告形式としては、バランスが崩れてもよいというように理解したい。さもないと、伝統的会計それ自体が崩壊するからである。

3. 損益計算書項目の再検討

AAA外部報告委員会の方法論を明らかにするために、貸借対照表の場合と同じように、損益計算書における非常に限定された主要な項目及び分類の問題について検討することにする。

3.1 収 益

商品販売及び用役提供は、企業の主要な営業活動であり、したがって、それは、外部報告委員会のフローチャート分析における、1つのインプット活動である。現実に報告されているこの活動の属性のうちで、最も一般的に承認されている属性は、年度又は特定期間中に、得意先に引渡された商品又は用役の売上金額である。その属性は、委員会のモデルの各種の変数及び関係について調べてみると、その属性は、少なくとも、1つの変数、即ち、営業活動から生ずるキャッシュ・フローの低位概念たる、産出要素の需要と価格に目的適合的であることがわかる。そこで、属性と現存測定手続のあるものを要約してみると、次のようになる。

測定手続	属 性	インプット活動	変数又は関係
売上完了時に記された契約価格	年次売上金額	商品と用役の販売	産出要素の需要と価格
生産基準			
割賦基準	売上からの現金受入額	商品と用役の販売	産出要素の需要と価格

年次売上金額が、産出要素の需要と価格の予測にとって目的適格的であるという理由は、商品や用役の過去の売上高の報告が、営業活動から生ずる現金受入額の一般的な水準の予測に役立つためである。そこで、収益の最初の属性たる年次売上金額が目的適格的であると判定されたので、次には、その測定手続を検討しなければならない。然るに、売上完了時（通常は商品引渡の時であるが）に、契約価格で商品の売上報告をすることは、計量可能であり、検証可能であるとともに、比較的不偏的であるともいえる。とくに、特定期間中に、得意先に引き渡された商品やサービスの総売上金額についての正確な記録がある限り、返品や値引きの問題があるにしても、通常の測定手続の相対不偏性は認めうる。とすると、年次売上金額なる属性とその測定手続は、ASOBATの諸基準に適合していることがわかる。次に、収益を報告するのに、生産基準即ち、その期間中に生産された製品の市場価格によるものと、割賦基準即ち、現金受入時に売上とするものの2つがありうる。しかし、外部報告委員会は、これら2つの属性とその測定手続を問題にしないので、ここでも論及を割愛する。ただ、委員会も、それらの方法は十分尊重するに値するといっているが、とくに内部報告会計にあっては、生産基準が重要であることを指摘すべきであった。委員会は、収

益を細分し、製品グループ別ないしは部門別の収益を報告することが、ただ1つの収益値を報告するやり方よりも、ずっと目的適格的であるといっている¹⁰。この点を明白に指摘するのは、マックファーランドの「管理会計の基礎」¹¹であるが、とくに、コングロマリット型の企業においては、営業活動からの将来の現金受入額に関する信頼すべき予測をするために部門別の収益が必要である。

従がって、外部報告委員会が、売上高の大部分が、同様の変動態様をもつ単一製品ないしは単一製品グループからなる場合においてのみ、現行の実務が目的適合性の基準に適合すると解されうる¹²という時、その批判の意味するところを、よく考えてみるべきであろう。

3.2 売上原価

売上原価は、「商品と用役の売上」というインプット活動の、いま1つの属性を財務諸表に表わすものである。

売上原価は、一般には、その期間中に報告された収益に対応する商品の歴史的な原価である。また、販売商品の時価及び未来原価という属性も考慮すべきものである。

さらに、売上原価の情報が目的適合性をもちうる変数というのは、委員会のモデルの中では、営業活動からのキャッシュ・フローの下位概念たる、インプット要素の必要量と価格である。そこで、次のような要約がなされうる。

測定手続	属性	インプット活動	変数又は関係
L I F O, F I F O, 平均法或いは、 低価法を用いた期間的・永続的方法	{ 販売商品の } { 歴史的な原価 }	{ 商品の用役 } { の販売 }	{ インプット要素の } { 必要量と価格 }
販売商品の再調達 原価 ; 個別価格指数で調整した原価	{ 販売商品の } { 時価 }	{ 商品とサー } { ビスの販売 }	{ インプット要素の } { 必要量と価格 }
見積 ; 外部の人々の予測 ; 期末の再 調達原価	{ 販売商品の } { 未来原価 }	{ 商品とサー } { ビスの販売 }	{ インプット要素の } { 必要量と価格 }

伝統的会計では、売上原価は歴史的な原価で測定されるのであるが、そのような方法は、別の情報（即ち、売上水準の変動傾向とか信用期間の長短の問題についての情報）が得られるのでなければ、インプット諸要素のために必要な将来のキャッシュ・フローを予測し得ない。

そこで、委員会は、伝統的な報告のやり方は、一般に、棚卸数量の予想される変化とか、商品の価格における過去の変動や将来の変化の予測を示すものではないので、多くの場合において、目的適合性の程度は十分であるという。そこで、販売商品の歴史的な原価よりも時価及び未来原価を報告する方がインプット要素の必要量及び価格の予測にとっては、より目的適格的であることがわかる。更に、財務諸表に製品グループないしは事業部別

の売上分類を含めたり、売上げられた製品や商品を固定費や変動費というようなコスト・ビヘイビアの特徴に従って分類することを含めることによって、目的適合性が大いに増大しうるであろうという。従がって、売上原価についての現行の実務は、将来におけるインプット要素の必要量と価格についての信頼しうる予測のための情報という点では、不十分であると思われるという。

外部報告委員会は、売上商品原価の歴史的な原価よりも時価とか未来原価の方がより目的適格的であるとする。そして、売上商品の再調達原価の計算とか個別価格指数で調整した原価は、計量可能であり、検証可能でもあるし、不偏性の最低許容水準以上であると信じるという。しかし、売上商品の未来原価を測定するための手続は、

ASOBATの諸基準に照らして検証しうるけれども、いまだ適切な定義づけがなされていない。そこで、現時点では、検証可能でしかも不偏性であるような未来原価の測定手続を特定化する状態にはないといっている。

3.3 減価償却

減価償却は、AICPAのAccounting Research Bulletin No43で定義しているように、会計数期間にわたって用いられている資産の歴史的な原価又は他の基準による測定値の配分を示すものである。そこで、これを委員会のモデルの変数に関連づけると、変数の予測に関係があるのは、資本支出や運転資本の変化から発生するキャッシュ・フローの予測である。しかし、減価償却は資本支出の予測には目的適合的でない。なぜならば、減価償却は、過去の支出の配分を表わすだけであり、そのような配分と資本支出のタイミングとの間には、ほとんど関係がないからである。

そこで、その他の変数として、期間当りの生産量での生産能力と、税務上の要請の2つがある。しかし、減価償却はある配分過税にもとづいて、使用された用役のコストを計算しているにすぎない。従がって、それは、現在の物的生産能力には関係がないし、将来の生産能力の予測にも、ほとんど目的適合性がないのである。すなわち、減価償却は価値の計算であり、使用価値の計算ではない。従がって、それが、使用価値（生産能力）の予測に役立つはずがないのである。とはいえ、減価償却費が重要な費用項目である場合には、必要な税金を予測するのに目的適合的であることはわかる。そこで、外部報告委員会は、減価償却は、将来に必要な税金を予測するのに目的適合的であるので、課税目的のために認められているすべての手続は、計量可能性、検証可能性ならびに不偏性の基準に適合するであろうという。従がって、課税目的のために、実際に使われた減価償却額が、財務報告の中でも明らかにされるべきである。然るに、現時点では、損益計算書に報告されている減価償却額が、課税目的のために使われた金額と同じであるかどうかを決定することが、しばしば困難であるといっている。¹³⁾ という事は、減価償却費の計算が利益操作の重要な手段になるということであり、課税目的のため以外には、減価償却の計算に目的適合性がないといっている委員会報告には、注目すべき問題点が含まれている。

損益計算上の減価償却と税務の上で認められた過大な償却との差、それを財務報告の中で公開せよとの要求は正当ではあるが、それが不偏性の基準に適合するとみる委員会の見解には賛同し難い。減価償却はコストの配分ではあっても、それを規定するものは、生産能力の利用という事実、すなわち、使用価値の側面にあるのであ

るからそれから極端にはずれたコストの配分計算は、やはり不偏的ではありえない。減価償却計算の不偏性を規定する究極の基礎が、社会的再生産過程にあることが問題の考察を困難にしているのである。

3.4 販売費及び一般管理費

企業の営業活動に関するあらゆる支出は、ある程度までは、営業活動からのキャッシュ・フローの低位概念、即ち、将来におけるインプット要素の必要量と価格を予測する場合に目的適合的であるといえる。然し乍ら、現行実務で通常示されている販売費及び一般管理費についての属性は、現実の現金支出額ではなくて、むしろその期間中に取得され、費消された財及び用役のコストである。販売費及び一般管理費が、実際の現金支出額そのものを示すのであれば、それらは将来の現金支出を予測するものとして有効である。しかし、販売費及び一般管理費が単なる費用にすぎなければ、それらは営業活動からのキャッシュ・フローの予測には使えないことになる。外部報告委員会は、費用属性が将来の現金支出を予測する場合に、目的適合性をもつかどうかを検討する。多くの場合に、ある期間中に報告された費用総額は、その期間中に、それらのために支出された現金額と大きく違うことはないであろう。なぜならば、財貨及び用役の費消と支出との間の関係は短期的なものであるし、また、期首の在高と期末の繰延とは相殺されうることもある。従がって、これらの場合には、費用の報告は将来の現金支出の予測にとって目的適合的であるといえる。然し乍ら、現金支出のタイミングが、特定期間に配分された費用額と関連のない場合には、目的適合性の程度は減少する。例えば、長期に関連のある固定的支出の場合とか、正確な予測の困難な不規則的な支出の問題等がそれである。そこで、外部報告委員会は、適切な目的適合性を確保するためには、すべての販売費及び一般管理費の報告が、固定費及び変動費というような費用の変動態様の特性によって分類されるとともに、総費用額のうち、どれだけが当期の現金支出額を表わし、どれだけが過去ないしは将来の現金支出額の配分を表わすかという分類もなされるべきであるという。¹⁴⁾ コストの変動態様別分類の視点とキャッシュ・フロー分析に結びつく分類の重視に注目したいのであるが、会計情報の指向すべき方向を示すものと考えれば、興味ある視点である。

次に、委員会は、販売費及び一般管理費についての現行会計実務を、その他の基準について検討している。そして、現行会計手続は、計量可能性、検証可能な基準には、問題なく適合するが、不偏性の基準については、問題があるという。即ち、報告書が、現実には、その

期間中に費消された財や用役のコストを反映している限りにおいて、現行会計手続は不偏的であるという。然し乍ら、費用報告の目的が広範な変化をとげるので、この属性が、実際に正確に報告されたかどうかを判断することができない。税金の問題とか、1株当りの純利益額を報告することによる影響等が考慮されるし、研究開発費、退職給与引当金のための費用、無形固定資産としての計上額等の項目の取扱いにおいて、一般に認められた会計手続は、かなりの変動幅を認めているのである。

とすれば、それらの費用の配分額が、その期間中に費消された財や用役の正確な記述を反映しているとはいえないことになる。そこで、委員会は、「われわれの意見では、不偏性の程度は、多くの場合において、問題のあるところである¹⁵」というのであるが、何故このことを、減価償却の場合についても言わないのが疑問視される。

3.5 法人所得税

特別課税所得計算にもとづいて、毎年課税され、支払われる税金は、重要な現金流出であり得る。この現金流出は、その他の大部分の現金流出とは異なる動きをするために、外部財務報告において、その現金流出の公開をすることは、営業活動からのキャッシュ・フローの低位概念である、将来における必要な税金の予測に目的適合的であることがわかる。支払税額が財務諸表で明瞭に開示されている程度に応じて、現行の実務が目的適合的な税の情報を準備していることになる。然し乍ら、税の期間の配分は、別の事柄、即ち、その期間の報告純利益に関連した税額にもとづいて決定されることになる。

そこで、損益計算書におけるその他のすべての項目と同様に、実務的には、報告された税額の目的適合性は、支払われるべき税の金額の変動態様の特性を報告することによって、かなり改善されるであろう。然し乍ら、税のために、目的適合的な変動態様の特性は、他の費用項目について目的適合的な変動態様の特性とは異なる。というのは、所得税は、他の費用項目と同じような意味で、固定的ないしは変動的でないからである。例えば、通常の利益に課される税率とキャピタル・ゲインに課される税率とは異なるのである。そこで、税の支払を必要ならしめる項目の性質に応じて、変動態様の特性も変わってくるのであるから、税の項目のそれぞれを、別々に報告することによって目的適合性が大いに改善されるであろう。

現行財務諸表では、その期間中に支払われた税額と、その期の報告利益と関連した税額の2つのことがらが、報告されている。しかもそれらの測定手続は、かなり明確に定義づけられているので、計量可能性と検証可能性の程度は容認し得るものであると判断し得る。然し

乍ら、2つの基本理由から、当期の報告利益と関連した税額の測定における不偏性の程度を判定することは困難である。1つには、報告利益と関連した税額というのは、十分明確に内容の定義された属性ではないこと。2つには、たいていの企業は、税務上認められた数個の方法のうち、どれを使ったかについて明らかにしていないからである。すなわち、税の計算に不偏性がないという、指摘が重要なのである。

3.6 純利益

純利益という概念は、直接的には、外部報告委員会の投資家又は債権者の評価モデル、あるいは配当予測モデルの1部ではない。従って、純利益が、営業活動からの過去のキャッシュ・フロー又は株主に対する当期及び過年度の現金支払いというような、直接的に目的適合的な項目に対する適切な代替物である限り、それを目的適合的であると考えうる。然し乍ら、現行の実務が営業活動からのキャッシュ・フローの代替物というように、純利益をみていない事は明らかである。現行の実務における純利益の報告によって測定されるべきものは、どのようなことがらであるか、を決定することも困難である。即ち、純利益は富の純増加であるのか、それとも営業能率の一般的尺度であるのかも明白でない。そこで、外部報告委員会は、純利益は、委員会のモデルに対しては、低い程度の目的適合性しかもっていないというのである¹⁶。

また、単一企業の損益計算書の中の違った項目について、異なる目的がありうることとか、利益測定のための統一的で一般的な目的が欠けていることとかのために、純利益の計算は非常に偏ったものであることは明らかであるともいう。従って、伝統的会計の唯一の産物である、資本利益計算のための純利益の額が、外部報告委員会においては、評価されていないことに注目してほしい。純利益の計算が、多様な測定手続を適用した結果として出てきた単なる計算上の数値にすぎないことは明白である。従って、適用される測定手続が変われば、純利益の金額も変わってくるはずである。その意味で、純利益の金額は、偏りのある数値であり、しかも、「そのような偏りがどのようにすれば正確に測定され得るか我々は知らない¹⁷」ところに、伝統的会計の悲劇がある。

即ち、会計的測定が科学でなく、記録と慣習と判断の産物であるといわれ、アートであるといわれる理由がそこにあるのである。とすれば、伝統的会計の試みた実体活動の会計空間への写像は成功であったのかどうかを、改めて、問うてみる必要がある。それは、資本利益計算を意図した伝統的会計の立場からすれば首肯しうるのであったとしても、会計情報システム構築の立場から

は、明らかに問題である。その点を明確にした点に、ここでの考察の意義があるのであるが、そのことがまた、会計的測定の偏りを明白に抽出する結果になったことも皮肉である。問題は、いま一度原点に立ち帰り、会計的測定の意義を問うてみることである。伝統的財務会計は、巨視的統合の立場からの資本利益計算としての意義があったはずである。しかし、それが余りにも、実体空間から離れた会計空間での写像を描きだすに至って破綻が生じてきたのである。会計情報の要求は、その意味では、余りにも仮構的な会計空間での写像を、実体空間での現実にならば近づけたいという要求でもある。というのは、正しい意思決定のためには、正確な実体認識が必要であるからである。従って、伝統的会計の築きあげてきた虚構は、崩壊の危機にひんすることになったのである。

3.7 損益計算書項目の総括

以上、一般に損益計算書に報告されている主要な項目のうちで、ASOBATの基準のすべてに適合するものは、ごく僅かしかなくわかった。売上高、売上原価、販売費及び一般管理費というような項目の多くのものは、目的適合的であることがわかったが、それらの目的適合性は、項目の分類が基本的な行動的特性を示すようなやり方でなされるならば、大いに改善される可能性のあることもわかった。損益計算書のすべての項目についての手続は、計量可能であり、しかも検証可能であることもわかった。しかし、それらの手続の最大の欠陥は、不偏性の欠如である。多くの場合、このような偏りは、手続選択の目的が、測定しようと思っている属性とは違っていることから起ってくるのである、と外部報告委員会はいう。⁴⁸

損益計算書に対する、外部報告委員会の基本的な批判点は、投資家は、「他の事情が等しければ」という仮定のもとに、投資家が損益計算書における諸項目を外挿しようとするのである。しかし、他の事情が等しくないということがわかったとしても、損益計算書に、数個の項目の変動態様の特性を決定しようような情報が提示されていなければ、投資家にとっては、少しも役に立たない。そのような情報が欠けている場合には、投資家は、損益計算書におけるすべての項目が時間の経過につれて、同じ方法で変化するであろうと推定せざるを得なくなる。

然るに、実際の損益計算書では、ある種の項目は、販売量又は生産量に従って変わるであろうし、他の項目は、変動せず、過去ないし未来の現金支出の結果にすぎないものであったりする。あるいは、現在の営業活動には関係のない、経営の研究開発政策から結果するような研究開発費のようなものもありうるであろう。従って、

このような変動態様の特性を明らかにしえないような現行の損益計算書は問題であると、外部報告委員会は批判する。

4. AAA外部報告委員会の資金運用表に対する問題点

AAA外部報告委員会のいう、投資家や債権者のモデルや配当予測モデルでは、キャッシュ・フローの予測を必要とするが、現行の報告書の中で、そのような情報を提供しようするのは資金運用表である。当期と前期におけるキャッシュと資金の歴史的流れの特性は、他の情報もその流れを予測するのに必要であるとはいえ、将来のキャッシュ・フローを目的適合的に予測出来るものである。

しかし、資金運用表における諸項目の目的適合性の程度は違っているし、その他の諸基準についてのテストも、別々になさなければならない。多くの資金運用表における資金の基本的源泉は、現金支出を含まない項目を調整した純利益である。この営業活動から生ずる資金源泉は、委員会のモデルの変数の予測にとつては目的適合的であるとはいえ、目的適合性の程度は十分でない。

その理由は、営業活動からの資金を構成する各種の諸要素が適切に記述されていないからである。すなわち、「伝統的資金運用表は、それらの諸要素の行動科学的特徴について、適切な情報を表わすものではない」⁴⁹。更に減価償却及びその他の非資金項目を純利益に付加することは、むしろ混乱をもたらすものであり、目的適合的でないともいう。営業活動から資金を計算する方法も、財務的に純利益を計算する場合と同じ困難に直面する。即ち、特質を適切に記述するための測定手続が適切であるかどうかについては、かなり疑わしいものであるので、委員会は、現行の資金報告様式は、全く不偏的ではありえないという。

純利益以外の資金源泉の大部分のものは、前期或いはそれ以前からの現金の流入を表わしているし、それらは将来のキャッシュ・フローの予測にとって、目的適合的である。然し乍ら、この目的適合性は、項目をもっと適切に分類することによって改良される。とはいえ、このような資金源泉の大部分のもの、即ち、設備資産の売却、株式や社債の発行、その他の非営業的現金受入高等は、比較的良好な事態を表わしているので、不偏性の基準を十分満足し、計量可能であるとともに、検証可能でもある。資金の使途として現われる通常の項目には、配当、債務の返済、工場や設備の取得、他会社への出資、金庫株の購入等がある。これらの項目のキャッシュ・フローは、モデルでの変数として示された将来のキャッシュ・フローの予測にとつては、目的適合的であり、比較的不偏的であることもわかっている。しかし、そ

れらは、一般的な記述であることに問題があり、何らかの特徴的なやり方で、例えば、部門別とか財務・生産というような機能別に、それらの項目を分類しようとする試みがなされていない点が問題であるという。伝統的な資金運用表は、特定の流動資産や流動負債からの現金や資金の流れを示すものではなく、運転資本の変化だけを表わすものである。このような純額値は、運転資本に投資される将来の変化を予測することについては、目的適格的であり得るが、運転資本変化のその他の属性についても示されるべきである。そして、運転資金の変動額を決定するための測定手続は不偏的ではない。何故ならば、そのような測定手続は運転資本項目に対する投資の現実の変化を適切に記述するものではないからであるが、その理由は、特に、棚卸資産とかその他の非現金的流動資産項目の測定に使われる方法に広範な変動幅があり得るからであるという²⁰。この最後の立言には注意すべきであり、やはり、会計的測定の限界を指摘し、価値計算とキャッシュ・フローとの乗離を明白に摘出している。

5. 結論——AAA外部報告委員会の現行財務報告実務に関する問題点の総括

本橋のまとめとして、外部報告委員会が現行の財務報告実務について取扱っている結論を見てみようと思う。

現行の実務は、ごく少数の場合にだけ、ASOBATの諸基準のすべてに適合することがわかった。多くの場合には、現行の実務は、将来のキャッシュ・フローのよりよい予測を可能にするような行動的特徴に関する、より目的適格的な情報を公開していない。ある場合には、測定されるべき属性が十分明白でないで、目的に適合する項目を決めることが困難なことでもあった。測定手続に関しては、手続の選択は、基本的な属性の測定に無関係な諸目的によって決定されている、ということが、あまりにもしばしばみられる。また、ある場合には、現在は受け入れられたものと考えられている手続のどれもが、測定されるべき基本的属性を適切に記述をしていないということすらある。そこで、「一般に不偏性が欠如しているというのが、現行報告実務にする一つの重大な欠陥である²¹」ということがわかった。そして、かかる委員会の結論は暫定的なものであるし、モデルも完全なものではなく、外部報告会計の利用可能性をすべて網羅しているわけでもないことは認めるが、しかし会計の専門家や研究者達は、とくに現行実務の目的適合性と不偏性をもっと詳細に検討すべきであるという。そして、それが委員会の結論の指摘する方向であるとするのであるが、なかんずく、目的適合性と不偏性を強調していることに注目すべきである。従って、外部報告委員会

は、その結論として「現行の財務報告実務は不適切であり、その目的と報告方法の両面において、新たな方向づけを必要とする²²」としている。現行実務を不適切と断じ、新たな方向づけの必要性を強調される点に心を打たれる。従って、伝統的会計の牙城は、除々にゆるがされつつあるのである。

参考文献

- (1)Committee on External Reporting: A Report of the 1966~68 Committee on External Reporting, An Evaluation of External Reporting Practices, Accounting Review, Supplement to Vol.XLIV, 78-123, 1969.
- (2)Committee on External Reporting, op. cit., 96.
- (3)Ibid., 98.
- (4)Ibid., 101
- (5)Ibid., 102
- (6)Ibid., 102
- (7)Ibid., 103
- (8), (9)Ibid., 104
- (10)Ibid., 105
- (11)McFarland.W.B.: Concepts for Management Accounting 36-72, McGraw-Hill, New York, 1966.
- (12)Committee on External Reporting, op. cit., 106.
- (13), (14)Ibid., 108
- (15)Ibid., 109.
- (16), (17), (18)Ibid., 110.
- (19)Ibid., 111.
- (20), (21), (22)Ibid., 112.